

令和2年10月事業開始予定 創業・事業拡大事業者募集!!

平成29年4月からの有人国境離島法の施行に伴い、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(雇用機会拡充事業)による、創業・事業拡大の支援を行っています。

令和2年10月に事業着手予定で、創業・事業拡大を予定されている方、交付金制度に興味をお持ちの方に対して、制度説明会を開催いたします。

1. 日 時:令和2年7月3日(金) 15:00~

2. 場 所:壱岐の島ホール 2階 大会議室

3. 内 容:雇用機会拡充事業公募要領について

※新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ為、参加者は1事業者あたり原則1名とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

<雇用機会拡充事業の概要>

●対象者

壱岐市内に事業所を有する事業者または事業所を設置しようとする事業者

●対象経費

継続した雇用を伴う創業または事業拡大における

①設備費、改修費(設備投資資金)

②広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、島外からの事務所移転促進費、
従業員の資格取得・講習受講経費(運転資金)

●補助率・事業費上限

補助率:3/4(国 1/2、県市 1/4) ※事業者負担は 1/4 です。

事業費上限: 創業支援 事業費 600 万円(補助上限 450 万円)

事業拡大 事業費 1,600 万円(補助上限 1,200 万円)

設備投資を伴わない事業拡大 事業費 1,200 万円(補助上限 900 万円)

<<事業採択における審査のポイント>>

① 雇用創出効果

・事業実施に必要な雇用が確実に確保され、その人員の確保に目途が立っていること。

②優先的に採択する事業

・島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業

・島内の生活や産業に必要不可欠な商品、サービスにも関わらず、島内に提供できる事業者がないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業

・壱岐市以外の地域から事業所を移転して行う事業や、壱岐市以外の地域から移住して創業する事業

<<注意事項>>

・単なる老朽化施設・設備の更新・改修や、元々採用が予定されていた者の人件費などは対象外です。

・島内に同質的な商品サービスを提供する事業者が存在し、その事業者のみを支援すると、島内での需要や雇用の奪い合いに繋がり、競争関係を歪めかねない事業は採択できません。